

12 一般財団法人 茨城県民生委員児童委員協議会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、民生委員児童委員として永年にわたり勤続され、その功績が顕著である者や民生委員児童委員協議会の活動が特に優秀な団体を表彰し、民生委員児童委員活動の強化発展に資するとともに、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 現民生委員児童委員、その在任期間が9年（毎年11月30日を基準日とする。）以上、かつ、その功績が顕著である者。
- (2) 一般財団法人 茨城県民生委員児童委員協議会（以下、「県民児協」という。）が、「市町村単位民生委員児童委員協議会の指定要領」に基づき指定したもの。
- (3) 地域貢献等で、特に著しい功績があったもの。

(表彰を行う者)

第3条 表彰は、県民児協会長が行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

2 表彰は、茨城県民生委員児童委員大会において行う。

3 前項の規定にかかわらず、県民児協会長が必要と認めたときは、随時これを行うことができる。

(表彰の推薦)

第5条 第2条に規定する表彰に該当する候補者等を推薦する者は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1項に規定する候補者は、市町村民生委員児童委員協議会会長
- (2) 第2条第2項及び第3号に規定するものは、県民児協の総務委員会

(選考の決定)

第6条 表彰を受ける者は、前条に規定により推薦されたもののうちから、理事会の選考を経て、県民児協会長が決定する。

(委 任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、県民児協会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、昭和57年度から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成12年9月22日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。